

**令和7年度奈良県みんなでのしむ大芸術祭
ガイドブック及びWebサイト制作業務委託仕様書**

I. 業務概要

1. 適用範囲

本仕様書は、奈良県みんなでのしむ大芸術祭実行委員会（以下「甲」という。）が委託事業者（以下「乙」という。）に委託して実施する令和7年度奈良県みんなでのしむ大芸術祭ガイドブック及びWebサイト制作業務（以下「本業務」という。）について必要事項を示したものである。

2. 業務目的

奈良県では、『「みんな」が参加し、「たのしむ」ことができる芸術祭』をコンセプトに、令和7年9月1日から11月30日までの3ヶ月間にわたり、「奈良県みんなでのしむ大芸術祭（みんな芸）」を開催する。

県内芸術文化団体が主催するイベントが掲載された公式ガイドブック及びWebサイトを制作することで、県内芸術文化団体の活動の意欲の喚起を図るとともに、制作した公式ガイドブック及びWebサイトを県内外に広くPRすることで、当芸術祭を通じて多くの方に芸術文化に触れる機会を提供することを目的とする。

3. 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで。

4. 業務内容

- (1) ガイドブックの企画・制作・広報
- (2) 一般ユーザー向けWebサイトの開発・運用・保守管理業務
- (3) 県内芸術文化団体向けイベント登録システムの開発・運用・管理業務
- (4) その他
 - ①打合せ協議
 - ②課題報告書
 - ③業務完了報告書の作成

以下（１）（２）（３）の業務にかかるスケジュールを概ね下記のとおりとする。

時期	（１）ガイドブック	（２）Web サイト	（３）イベント登録システム
R7.4月初旬	打合せ		
	取材・制作開始	登録イベント募集LPの制作開始	システムの改修・調整開始
4月下旬		Webサイトにてランディングページ（以下「LP」とする。）公開	
5月15日			システム稼働、イベント登録開始
6月上旬	実行委員会主催イベント情報提供開始		
6月19日	ガイドブック掲載用イベント登録締め切り以降、登録データの校正・リライト		イベント登録受付一時停止
7月中旬		リニューアルオープンに向けた制作開始	
8月初旬	校了		
8月5日			イベント登録再開、実績報告機能稼働
8月下旬	納品（20日～22日）	リニューアルオープン	
9月1日	奈良県みんなでののしむ大芸術祭開幕		
11月30日	奈良県みんなでののしむ大芸術祭終了		イベント登録受付停止
12月1日		終了バナー掲載 公開機能の縮小	
12月下旬			実績報告機能停止
R7.12月19日まで	課題報告書提出		
2月			次年度に向けたイベント登録機能の改修
3月末	業務完了報告書提出		

5. 実施項目

(1) ガイドブックの企画・制作・広報

① ガイドブックの企画・制作・広報の計画・準備

- ・ 業務実施にあたり、実施内容及び作業工程を示した計画を作成すること。

② ガイドブックの企画・制作・広報

(ア) 仕様、納品場所等

- ・ 仕様：A4 版、40 ページ、フルカラー、マットコート紙 90Kg
- ・ 制作部数：60,000 部 ※状況により、増刷を別途契約する可能性がある。
納品場所：甲が指定する箇所（約 700 箇所）へ乙から直接発送納入すること。
なお、納入場所を指定したリストは 8 月上旬に提供する。
※発送に係る経費については、甲の指定する者と別途契約を行う。

(イ) 企画・制作等

○企画

- ・ 甲が指定するイベントの出演者（プロアーティスト 1～2 組を想定）に対してインタビューを行い、その内容を掲載すること。
- ・ 下記一覧の主催イベントとは別に、甲が指定するイベントの特集ページを掲載すること（2 ページ程度）。
- ・ 甲が主催するイベントはすべて掲載すること。なお、現時点での甲主催イベント（予定）は下記のとおり。

イベント名	日時（予定）	開催場所（予定）	概要
ビッグ幡 in 薬師寺	9 月上旬～ 11 月下旬	薬師寺	障がいのある人のアート作品をもとに制作した幡（ばん）の掲揚
県民きらめきステージ	9 月中旬	ならファミリー	公募出演者・プロによる音楽・ダンスなどのステージパフォーマンス
プライベート美術館	10 月中旬～ 10 月下旬	ならまち、近鉄奈良駅付近のカフェ・レストラン	障がいのある人のアート作品の展示
みんな芸 アート・ライブ	10 月中旬～ 下旬	馬見丘陵公園	野外でのプロ・公募出演者によるパフォーマンス
ビッグ幡 in 東大寺	11 月上旬～ 中旬	東大寺	障がいのある人のアート作品をもとに制作した幡（ばん）の掲揚

みんな芸ピアノ	9月1日～10月30日 11月1日～9日	奈良公園バスターミナル 東大寺大仏殿東楽門横	障がいのある人のアート作品をラッピングしたピアノの展示
まほろば あいのわ コンサート	11月1日	DMGMORI こおりやま城ホール	障がいのある人とない人が一緒に出演する0歳から参加できるファミリーコンサート
秋のゴスペル・ビッグバンドコンサート	11月24日	奈良県橿原文化会館	ゴスペル、ビッグバンドによるコンサート
みんな芸きらめき祭	11月29～30日	なら歴史芸術文化村	公募出演者によるステージパフォーマンス、ワークショップ、飲食ブース出店などの総合型イベント

- ・上記のうち、複数のイベントについては特集コンテンツとして取り上げること。なお、特集するイベントについては乙が選定し、取材等を行い、開催エリアや観光・グルメ情報と併せて、イベント情報を掲載すること。

※「ビッグ幡 in 薬師寺」「プライベート美術館」「ビッグ幡 in 東大寺」「みんな芸ピアノ」「まほろば あいのわ コンサート」の中から最低1つは選定し、障がいのある人もない人も楽しめるイベントとして、その内容についても紹介すること。

イベントの内容については、<https://nara-arts.com> からR6年度の実施内容を参考にすること。

- ・イベント登録システムにて登録された県内芸術文化団体が主催するイベント（以下「みんな芸登録イベント」という。）の情報を掲載すること。（250イベント程度）
- ・その他、単なるイベントの羅列のパンフレットとならないよう、特集やグルメ・観光情報、コラムなどを組み込み、ガイドブック全体を通して読み物となるような企画・ページ台割とすること。

なお、ページ台割の提案には、広告ページ（2ページ程度）を含めること。

○制作

- ・「みんな芸登録イベント」は、各ジャンルのバランスを考慮の上、原則、写真の登録があるもの、早期に登録されたものを優先し、イベントの規模・内容等を考慮の上、乙が検討し、甲の承認を得てガイドブックに掲載すること。
- ・「みんな芸登録イベント」の掲載情報については、乙が登録者に対して掲載内容を直接確認し、了承を得ること。
- ・表紙及び企画においては、乙の提案した案をもとに甲・乙協議の上、内容を決定するものとする。

- ・障がいのある人もない人も読みやすい誌面となるよう、フォントやイラスト等を工夫すること。

(ウ) 効果的な広報展開

- ・制作したガイドブックやガイドブックに掲載されているイベント情報について、より多くの方々に情報が届くよう、効果的な広報展開を提案し、甲の承認を得て実施すること。
(乙において、完成したガイドブックを独自に配布することで広報する場合、10,000部以下であれば総制作部数60,000部のうちから配布しても差支えない。) なお、ガイドブックの使用は必須とはせず、ガイドブックを用いない広報 (Web記事配信、SNS広告、デジタルサイネージ) も可とする。手法を工夫し、より訴求力のある効果的な広報を展開すること。

(2) 一般ユーザー向け Web サイトの開発・運用・保守管理業務

① 開発

(ア) 共通

- ・Webサイトはデスクトップ端末やタブレット端末、モバイル端末でも快適に利用できるようレスポンス対応とすること。なお、レイアウトやユーザーインターフェイス等についてはモバイル端末による利用を第一に考え、開発すること。
- ・ユーザー体験を損なわないようなページの表示速度にすること。
- ・必要な機能については、甲・乙協議の上決定した機能を盛り込み、開発すること。
- ・デジタル庁が発行する「ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」及び、「奈良県ウェブアクセシビリティガイドライン」に準じて開発すること。
- ・Webサイトのデザインは google が提唱する「マテリアルデザイン」のガイドラインを参照し、適宜甲乙協議の上決定すること。

(イ) 登録イベント募集 LP の制作

- ・甲が提供するチラシデータをもとに、「登録イベント募集」に関する LP を制作し、4月下旬に公開すること。
- ・LPに、甲が作成した登録に関する FAQ を掲載すること。

(ウ) リニューアルオープンに向けた制作・開発

- ・リニューアルオープン後は、Webサイトを訪れた一般ユーザーが多くのイベントを認知することを目標とし、Webサイトの滞在時間をその指標とすること。
- ・リニューアルオープン時には甲が主催するイベント及び「みん芸登録イベント」を全て掲載すること。

※甲が主催するイベントについて、登録システムへの入力甲が行うものとする。

- ・ガイドブックに掲載したインタビュー及び特集コンテンツ全てをWebサイト上でも閲覧できるようにすること。その際、モバイル端末におけるユーザーエクスペリエンスにつ

いて検討し、見やすく、直感的で、誌面では表現できないWebサイトならではの機能・コンテンツを提案し、実装すること。

- ・ Webサイトの滞在時間が延びるように、各イベントページへの動線や各種コンテンツの配置をデザインすること。
- ・ TOPページ上に人気（アクセス数が多い）イベントを掲載したり、イベント詳細ページ上にそのイベントと関連するイベントを候補として掲載したりするなど、一般ユーザーが多くのイベントを知る機会となるようにすること。

② 運用

(ア) 情報の更新

- ・ Webサイトの更新は原則甲の指示により乙によって行うものとするが、ニュース記事の投稿等、甲においても一定程度の更新は行えるようCMSツールを採用すること。なお、従来のWebサイトはWordPressを採用している。
- ・ 甲に管理者権限のあるアカウントを用意・提供すること。

(イ) 分析・SEO対策

- ・ googleアナリティクス等、ツールを用いてアクセス解析を行うこと。
- ・ 解析結果を用いてアクセス数の向上を図るためのサイトの最適化を行うこと。
- ・ Webサイト上のタグの設定を調整する等、検索エンジンでの検索が容易になるよう適切なSEO対策を行うこと。目安として、「Lighthouse」によるSEOスコアが90程度となるよう環境を整えること。

③ 保守管理

- ・ URL及びドメインについては従来と同様のものを使用すること。
(<https://nara-arts.com>)
- ・ 現在保有している「nara-arts.com」「nara-arts.net」「nara-arts.info」の3つのドメインの更新（1年間）を行うこと。その際、登録情報については事前に甲に確認し、変更指示がある場合は従うこと。なお、ドメイン管理事業者の変更を行っても差し支えない。ただし、移管にかかる費用については乙が負担するものとする。
- ・ サーバーは、乙が用意すること。
- ・ サーバー提供期間は契約日から令和8年3月31日とする。なお、SSL証明書取得にかかる費用も乙の負担とする。
- ・ 甲において、本業務以外で、別途Webページの制作が必要になった場合、乙は、<https://nara-arts.com/>下に、本Webサイトとは別にディレクトリを作成し、甲に対し、そのディレクトリにアクセス及び管理・編集できる権限を付与し、サーバーの使用を許可すること。また、アクセス解析を行うために必要なタグ情報なども併せて提供すること。
- ・ Webサイトに障害等が発生した場合、迅速なフォローが行える組織体制を構築すること。

- ・ウイルス感染やシステムの不正アクセス、個人情報等の漏洩が生じないよう、セキュリティ対策を実施すること。
- ・問い合わせフォームについて、スパム対策を講じること。
- ・使用するオープンソースソフトウェアのバージョン（プラグイン含む）については、セキュリティ能力等を勘案した上、最新版を基本とし、セキュリティが保たれるように適宜アップデートするものとする。
- ・開発等については、乙において開発環境を用意すること。
- ・更新業務を実施するうえで必要となる機材については、現に甲が所有するもの以外（本業務において使用する各種消耗品を含む。）は、乙において準備することとし、その所要経費は契約金額に含まれるものとする。
- ・契約期間満了に際し、Webサイトの運用を遅滞なく次期契約者に移行するため、移行作業に協力すること。なお、契約不適合責任は以下の通りとする。
 1. 成果品の納品日から起算して1年以内に障害が発生した場合、乙は速やかに原因究明に協力しなければならない。
 2. 上記1.により対応した乙は、発生した事態の具体的内容、原因、対処措置等を内容とする報告書を作成のうえ、甲が指定する期日までに提出すること。
 3. 乙は、上記2.により究明した原因を修正するため、必要なプログラム、データ等を納入済みのコンテンツ、開発ドキュメント等へ適用するとともに、正常な稼働が確認できるまで必要な調整を行うこと。

（3） 県内芸術文化団体向けイベント登録システムの開発・運用・管理業務

① 開発

（ア） 共通

- ・ イベント登録から実績報告まで、Webサイト上で完結するシステムを開発すること。
- ・ デスクトップ端末やタブレット端末、モバイル端末でも快適に利用できるようレスポンス対応とすること。なお、レイアウトやユーザーインターフェイス等についてはモバイル端末による利用を第一に考え、開発すること。
- ・ 登録・報告項目は甲・乙協議のうえ決定すること。
- ・ 別紙1の画面遷移図を参考に、①県内芸術文化団体が主催するイベントを登録する機能、②イベントの実績を報告する機能を有したシステムを稼働できるようにすること。なお、昨年度使用していたカスタマイズファイルやデータベース等は、契約当初に甲から乙に提供する。

（イ） イベント登録機能

1. 県内芸術文化団体が主催するイベント
 - ・ 別紙2のフロー図を参考に、令和7年5月15日までに県内芸術文化団体が主催するイベントを登録する機能を稼働できるようにすること。

- ・登録されたイベント情報について、甲がイベントの内容を確認し認定を行うための承認ツールを導入し、甲に承認権限を付与すること。
- ・機能が稼働している間は、団体が自由に内容を編集することができるようにすること。
- ・登録に際し、システム管理画面には遷移せず、マイページ内で情報の入力を完結させること。
- ・甲が提供する、令和5、6年度に登録された団体情報（ユーザー情報）を引き継ぎ、ユーザー登録時に「新規登録者」と「既ユーザー登録者」の登録フローを分岐すること。
- ・複数会場で実施するイベントを登録する場合などは、登録したイベントを複製して利用できるようにすること。（過年度登録イベントは含まない）
- ・承認された登録イベントを削除するための、ユーザーによる「削除申請」ができるようにすること。
- ・承認前（下書き状態）のイベントは、ユーザー自身で削除できるような機能を実装すること。
- ・登録の際に登録される写真データについては印刷物に使用できないサイズに圧縮等変更を行わないこと。
- ・イベントのジャンルは「音楽」「演劇」「芸能」「ダンス」「美術」「総合」「主催」とする。なお、「主催」ジャンルは、甲が主催するイベントのみ適用するものとし、県内芸術文化団体が主催するイベントにおいては、選択できないようにすること。
- ・入力した情報を一時保存できる機能を実装すること。
- ・乙から甲に提出される課題報告書の内容を踏まえ、必要な場合、令和8年2月に次年度に向けイベント登録機能の改修を行うこと。

2. 甲が主催するイベント

- ・甲が主催するイベントの情報については、当機能を用いて、甲が登録する。ただし、特集コンテンツとして制作されたイベントの登録については甲乙協議の上決定する。
- ・甲が主催するイベントは「主催」ジャンルとして登録できるようにすること。
- ・甲が主催するイベントについて、本業務以外で別途 Web ページを制作する場合、各イベントページについて、甲が指定する URL へリダイレクトさせること。

3. 登録イベントの管理

- ・登録された情報は甲により、csv ファイルでダウンロードできるようにすること。
- ・登録されたイベントについては、承認した時系列順に並べ替えられるようにするとともに、承認日時を確認できるようにすること。
- ・甲にてユーザー登録をおこなった団体のうちイベント登録を行っていない団体を抽出できるようにすること。

(ウ) 実績報告機能

- ・令和7年8月5日以降に、イベントの実績報告・アンケートが行えるよう、機能を稼働させること。

- ・甲にて登録イベントの中から実績報告が行われていないイベントを抽出できるようにすること。

(エ) 県内芸術文化団体へのお知らせ機能

- ・イベント登録団体に対して、マイページ内に甲からのお知らせを掲載する枠を設けること。お知らせの内容は管理者画面から入力できるようにすること。
- ・各イベントページ内に、主催団体からのイベントのお知らせを掲載できるようにすること。なお、イベントのお知らせはイベント登録画面から入力できるようにし、甲の承認を得ずに即時反映できるようにすること。
- ・イベント登録団体に対して、甲からのお知らせをメール配信できる機能を実装すること。

(4) 障がいのある人への配慮

- ・ガイドブック制作において、障がいのある人への配慮事項を具体的に示すこと。
- ・Webサイト制作において、特に視覚的な障がいのある人への配慮事項と、その効果を具体的に示すこと。

(5) 業務実施体制

- ・業務の実施にあたり、ガイドブック、Webサイトそれぞれの業務内容に応じた必要な実施体制を整えること。
- ・円滑な業務実施のために、十分な知見と実績を持つ事業者・担当者で構成すること。

(6) その他

① 打合せ協議

- ・甲と乙は必要に応じて打合せ協議を実施すること。

② 課題報告書の作成

- ・次年度に向け、本業務の課題の洗い出しを行い、令和7年12月19日（金）までに、甲あてに報告書を提出すること。

③ 業務完了報告書

- ・本業務の作業内容を業務完了報告書及び成果品として取りまとめることとする。

6. 業務の進捗管理

- (1) 乙は、甲の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、甲との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。
- (2) 適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施に当たっては、進捗状況および今後の進め方等を甲に逐次報告するほか、必要に応じて甲と打ち合

わせを行うこと。

- (3) 本仕様書に定めのない事項については、その都度甲の指示を受けて処理すること。
- (4) 乙は、甲から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。また、甲からの要請に応じて、別途開催される会議がある場合には、必要な資料を提供するとともに、必要に応じて会議に出席すること。

7. 成果品、納期及び納入場所

- (1) 本業務における成果品は次のとおりとする。

(ア) 「奈良県みんなでたのしむ大芸術祭」ガイドブック：60,000部

(イ) 課題報告書

(ウ) Web サイトデータ (※)：一式

※ 次の事業者による当該システム稼働に必要となる全てのファイル・データを納品すること。なお、成果品は団体や甲により登録された情報、画像ファイル等の他、システムカスタマイズ部分、DB 構造、プラグイン情報を含む。また、登録団体のログイン ID、ログインパスワード、その他登録団体情報については csv にて納品すること。

(エ) 業務完了報告書

(オ) 上記 (イ) ～ (エ) については電子データ一式 (オンラインストレージ、または BD、USB メモリなどの電磁的記録媒体) で提出すること。

- (2) 納期

令和 8 年 3 月 31 日 (火)

ただし、

- ・ガイドブックは令和 7 年 8 月 20 日 (水) ～22 日 (金) の間で甲乙協議の上決定する。
- ・課題報告書は令和 7 年 12 月 19 日 (金) まで。

また、中間成果物については、甲の指示に従い適宜提出すること。

- (3) 納入場所

- ① 奈良県みんなでたのしむ大芸術祭実行委員会事務局
- ② 別途甲が指定する配送先

8. 委託上限額

14,360 千円 (消費税及び地方消費税込) 限度とする。

※当実行委員会に対する県負担金に係る県予算が議決されなかった場合は、本業務の手続きについて停止等の措置を行う場合がある。その場合、当実行委員会は手続きの停止等によって生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

9. 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 成果物の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)は、発注者である甲に無償で譲渡するものとする。
- (2) 甲は、著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- (3) 納入される成果品について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、乙は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4) 乙は、甲の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

1 0. 契約に関する条件等

本業務に関わる一切の費用を契約金額に含む。

1 1. 貸与資料

甲が保有する資料について、業務遂行上必要であれば乙に貸与するものとする。乙は甲の指示に従い、借用書を甲に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を甲に返却しなければならない。

1 2. 秘密の遵守等

乙は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、甲の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。甲より貸与された資料及び成果品については、乙は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

1 3. 撮影許可及び掲載許可申請、著作物等の手続き

- (1) 本業務の遂行にあたり、撮影許可及び掲載許可などの許可申請手続の必要が生じた場合は、原則的に乙において対応するものとする。
- (2) 乙は印刷物制作に係る写真の使用に際しては、関係機関に対して必要な使用申請を行う。
- (3) 乙は本業務に係る著作物等の使用に際しては、関係機関に対して必要な申請を行う。

1 4. その他

- (1) 個人情報及び関係者から提供を受けた資料・情報等については、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。別記 1 「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (2) 個人情報が含まれる書類を甲乙間で受け渡しする際は、受け渡し記録簿に記録の上、甲乙

立ち会いのもと、受け渡しすることとする。

- (3) 本業務の実施にあたり、関係する機関と協議を十分に行うこと。
- (4) 本業務は、プロポーザル方式によるため、プロポーザルで提案した事項を遵守すること。
- (5) 本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、定めるものとする。
- (6) 別記2「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。

以上

<別記1>

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

<別記2>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受託しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受託すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。